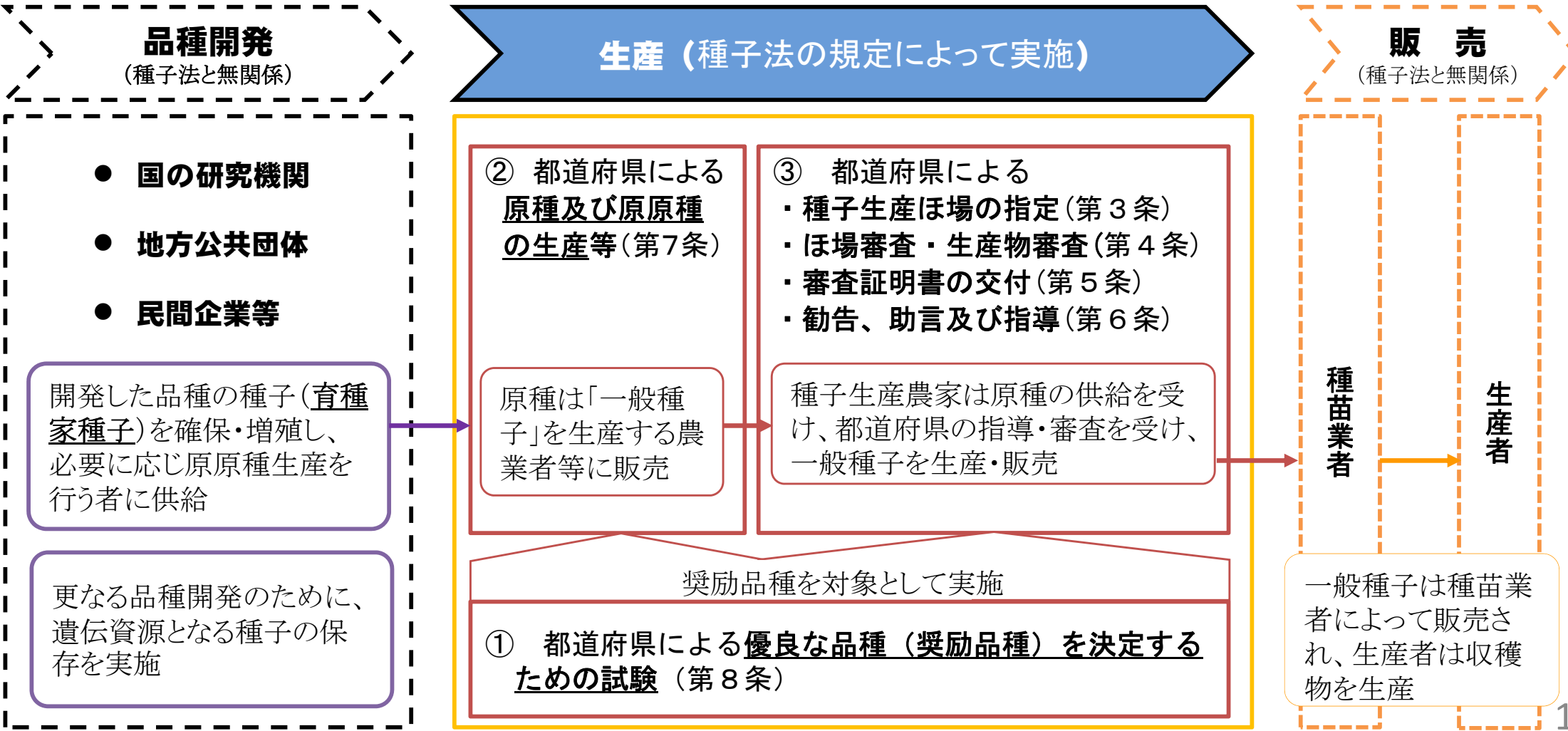


主要農作物種子法（平成30年4月1日廃止）の概要

- 主要農作物種子法は品種開発後の生産・普及段階の制度として、食糧増産に対応するため、戦後間もない昭和27年に制定され、都道府県に対し、稲、麦類及び大豆について、
 - ① 普及すべき優良な品種(奨励品種)の決定(第8条)、② 奨励品種の種子生産に必要な原種及び原原種の生産(第7条)、③ 種子生産ほ場の指定、指定種子生産ほ場及び生産される種子の審査の実施(第3～6条)を全国一律に義務付け。
- 稲・麦・大豆の品種開発は、種子法とは別の仕組みとして、野菜果樹等と同様に国や都道府県等の研究機関の他民間事業者によって取り組まれている。また、一般種子の食用作物生産者への販売も民間の種苗業者が実施。



主要農作物種子法（平成30年4月1日廃止）の条文

主要農作物種子法
(昭和二十七年五月一日法律第百三十一号)

最終改正:平成一八年六月七日法律第五三号

(目的)

第一条 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
2 この法律で「場審査」とは、都道府県が、種子生産場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(場の指定)

第三条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営する場を**指定種子生産場として指定する**。
2 その経営する場について前項の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

(審査)

第四条 指定種子生産場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する**指定種子生産場**について**場審査を受けなければならない**。
2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けた場審査証明書に係る指定種子生産場において生産された主要農作物の種子について、**生産物審査を受けなければならない**。
3 場審査及び生産物審査(以下本条において「審査」という。)は、指定種子生産者の請求によつて行う。
4 **都道府県は**、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該職員に、**審査をさせなければならない**。

- 5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。
- 6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。
- 7 第四項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(場審査証明書等の交付)

第五条 都道府県は、場審査又は生産物審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第五項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、農林水産省令で定める**場審査証明書**又は**生産物審査証明書を交付しなければならない**。

(都道府県の行う勧告等)

第六条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な**勧告、助言及び指導を行わなければならない**。

(原種及び原原種の生産)

第七条 都道府県は、主要農作物の原種及び原原種の設置等により、指定種子生産場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の**原種及び原原種の生産を行わなければならない**。
2 都道府県は、都道府県以外の者が経営する場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該場を指定原種場又は指定原原種場として指定することができる。
3 第三条第二項の規定は前項の指定について、第四条から前条までの規定は同項の指定原種場又は指定原原種場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第八条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため**必要な試験を行わなければならない**。

主要農作物種子法廃止を踏まえ、種子供給体制を整備

富山県は、全国一の種もみ出荷県（県間流通量の6割に当たる量を出荷）としての優位性を維持・強化するため、「とやまの種粃生産技術拠点整備事業」（平成30（2018）年度から実施）により、民間や他県の育成品種を、病気のないクリーンな状態で原種として供給すること等を目的とした種子供給施設「種もみクリーン原種供給センター」を整備しました。

また、平成30（2018）年3月に改定された「とやま未来創生戦略2018」においても、全国一の種もみ出荷県としての優位性を維持・強化し、種子生産農家の経営規模の拡大や所得向上を図る旨を明記しています。さらに、平成30（2018）年9月には、他県の種子の需給状況も踏まえた種子計画の策定や、種子計画に基づく原種の生産を行う施設の整備等、富山県独自の内容を規定した、種子の生産・供給に関する条例「富山県主要農作物種子生産条例」を制定しています。

このような県の動きを受けて、県内の農協でも、需要のある民間育成品種の受託生産を独自に行うなど、将来を見据え、官民を挙げて多様な需要に応じた種子供給体制の整備に取り組んでいます。



生産された種もみを検査する
病害虫検定温室